



つくばみらい市訓令第 1 号

つくばみらい市民間活力導入等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 4 年 1 月 13 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市民間活力導入等検討委員会設置要綱の一部を改正する訓令

つくばみらい市民間活力導入等検討委員会設置要綱（平成 25 年つくばみらい市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

（3） P F I の実施に係る協議に関すること。

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。